# 4月1日から五所川原地区の水道料金と 公共下水道使用料を改定します

## 水道料金について

五所川原地区と金木地区の料金統一へ向けての改定です(金木地区の水道料金はこれまでどおりです)。

# 改定のポイント

- ①五所川原地区のメーター口径25mm以上の基本料金が引き下げとなります。
- ②五所川原地区の浴場用および公設プール用の従量料金が引き下げとなります。
- ③金木地区の基本料金の全納制度が廃止されます。

## 〈料金表(五所川原地区) 1 箇月 税抜き〉

用	途	メーター 口径	基本料金 (3/31まで)	基本料金(4/1以降)	従量料金(1㎡につき)				
Л					$\sim$ 10 $\mathrm{m}^{3}$	11~20m³	21~30m³	31~4,500m³	4,501 m³∼
	般用	13mm	1,019円	1,019円	106円	174円	222円	300円	
		20mm	2,038円	2,038円	116円	213円	310円	270	эш
		25mm	4,271円	2,733円	110			378円	
		30mm	6,795円	3,873円					
一般		40mm	11,359円	7,383円					
		50mm	34,465円	15,509円	465円 581円			Ш	
		75mm	69,417円	38,175円				-1 1	
		100mm	117,475円	64,611円					
		150mm以上	213,591円	117,475円					
浴場	用				213円(3/31まで)→ <b>145円</b> (4/1以降)				
公設プール用		一般用と同じ			213円(3/31まで)→145円(4/1以降)				)
工業用			一般用の例による			329円			

# 公共下水道使用料について

現在の公共下水道使用料は、水道料金の65%とする「水道料金比例制」です。

水道料金は、同じ水量を使用しても水道のメーター口径によって差がありますが、下水道使用料は水道のメー ター口径によらず、使用(排水)水量に応じて算定されるべきとの考えから、「累進従量制」に改めます。

ただし、特定環境保全公共下水道事業(相内地区)、農業集落排水事業(梅田・藻川・蒔田地区)、漁業集 落排水事業(十三地区)の使用料はこれまでどおりです。

#### 改定のポイント

現在の使用料収入が確保できるよう新料金表を作成 した結果、水道のメーター口径が13mmの方および20mm と25mmの一部の方において引き上げとなり、それ以外 の方は引き下げとなります。

今回の改定は、値上げを目的としていませんが、引 き上げとなる方については、引き上げ幅が大きくなら ないよう配慮しておりますので、ご理解くださるよう お願いします。

また、公衆浴場および公設プールにおいては基本使 用料のみが改定となります。

#### 〈新料金表 税抜き〉

	基本使用料	1,000円/月			
	1 m <sup>2</sup> ∼ 10 m <sup>3</sup>	83円/㎡			
	11 m <sup>°</sup> ∼ 20 m <sup>°</sup>	117円/㎡			
従	$21\mathrm{m}^2\sim30\mathrm{m}^3$	152円/㎡			
量	$31\mathrm{m}^2\sim50\mathrm{m}^3$	189円/㎡			
使	51 m²~100 m²	229円/㎡			
用	101㎡~200㎡	288円/㎡			
料	201 m³∼	368円/㎡			
	公衆浴場	10円/㎡			
	公設プール	139円/㎡			

# 上下水道部総務課 TEL 34 - 9111